

農業用軽油引取税 免税証の交付申請の 追加受付について

1月に農業用免税軽油の申請受付が行われました。期間中に何らかの事情で交付申請ができなかった方に対して、臨時に追加受付を行うことになりました。下野市の申請日時等は次のとおりです。

■日時

3月5日(木)・6日(金)
午前9時～11時30分、
午後1時～4時

■場所

栃木県下都賀庁舎 第2福
利厚生棟 2階会議室

■持参するもの

- (1) 免税軽油使用者証
 - (2) 印鑑
 - (3) 免税軽油の引取りに係る報告書(納品書又は領収書を添付、写しでも可)
 - (4) 手数料420円
 - (5) 耕作証明書(新規申請及び耕作面積が減った場合)
- ※更新のみの場合、及び耕作面積が増えた場合は耕作証明は不要です。ご注意ください。

■注意事項

- ① 新規申請及び交付数量の見直しを希望される方は、後日の交付になります。
 - ② 新規申請及び登録機械の入れ替えがある方は、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。
 - ③ 国税及び地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。
 - ④ 地方税法の規定により農業等に係る免税制度については、現在平成27年3月31日までの経過措置となっています。現時点では制度延長が未定のため、今回の一括交付で交付となる数量は、前年度交付した1年間分と同数量が限度となります。
- ※朝一番、午後一番の時間帯は混雑します。遅い時間帯が比較的スムーズです。
- ※更新手数料420円はつり銭のないようご協力をお願いします。

■問い合わせ先

○栃木県税務所

軽油引取税調査担当

☎0282(23)6882

○下野市農業委員会事務局

☎(48)2116



「広報しもつけ」を有償で郵送します

「広報しもつけ」は、自治会とおして配付しているほか、公共施設、金融機関、一部のコンビニなどで配付しており、市ホームページでもご覧いただけます。

4月号から有償での広報の郵送を行いますので、希望される方は次のとおりお申し込みください。

高齢者のみの世帯や障がいなどにより、近くの設置場所へ行くことが困難な場合には郵送費の減免があります。

■申込方法

申込書「広報紙郵送依頼書」に利用者負担分の切手を添えて、総合政策課窓口または郵送でお申し込みください。

申し込みは、年度ごとに必要となります。

申込書は総合政策課、または市ホームページよりダウンロードし、お取り寄せください。

■利用者負担

郵送実費分。1か月215円×希望月数分の切手(ゆうメールでお送りします。)

■申込期限

広報発行日(毎月1日)の15日前までに申し込みください。(例：4月から希望する場合は3月15日)

■利用者負担減免

次のいずれかに該当する場合は郵送費の減免を受けることができます。

- ・全ての世帯員が65歳以上の場合
- ・障がいなどにより、世帯員のうちどなたも近くの公共施設等へ行くことが困難な場合(詳しくは総合政策課へご相談ください。)

■申し込み・問い合わせ先

〒329-0492
下野市小金井1127
下野市総合政策課
☎(40)5550

水道水放射線物質の 検査結果

検査結果については、ホームページでも公表しています。

施設	採取日	採水場所	セシウム134	セシウム137
		基準値 (セシウム134 及び 137の合計)	10Bq/kg	
水道施設	12月5日	南河内第1配水場	不検出	不検出
		石橋第1配水場	不検出	不検出
		国分寺第1配水場	不検出	不検出
		南河内第2配水場	不検出	不検出
		石橋第2配水場	不検出	不検出
		国分寺第2配水場	不検出	不検出

■問い合わせ先

水道課 ☎(48)2121